

**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に
関する特別措置法（FIT 法）等の一部を改正する法律案
に対する修正案要綱**

1 電気事業者の接続の請求に応ずる義務に関する規定の維持等

電気事業者の接続の請求に応ずる義務に関する規定を削る改正規定の削除等
をすること。（FIT 法第 16 条の 2 第 1 項及び第 3 項から第 6 項まで関係）

2 電気事業者の系統拡張義務

電気事業者は、その事業の用に供する変電用及び送電用の電気工作物の設置並
びにその能力を向上させるための措置その他の 1 の接続が円滑に行われるため
に必要な措置を講ずるものとする。（FIT 法第 16 条の 2 第 2 項関係）

3 送電事業者の接続の請求に応ずる義務

FIT 法第 16 条の 2 の規定は、送電事業者について準用すること。
（FIT 法 19 条の 2 関係）

4 入札を実施する大規模太陽光発電設備の指定等

- (1) 経済産業大臣が供給価格の額について入札による手続を実施するものと
して指定することができる再生可能エネルギー発電設備の区分等を大規模
太陽光発電設備に限定すること。（FIT 法第 4 条第 1 項関係）
- (2) (1)の入札業務を行う指定入札機関に関する規定を削除すること。
（FIT 法第 7 条第 10 項及び第 4 章第 1 節関係）

5 検討

政府は、原子力発電施設により供給される電気の利用から再生可能エネルギー
発電設備により供給される電気の利用への転換に資することとなるよう、電源開
発促進税の収入額のうち相当の額を充てることを含め再生可能エネルギー発電
設備の利用の促進及び安全の確保並びに再生可能エネルギー発電設備による電
気の供給の円滑化を図る等のための措置（電気事業者及び送電事業者によるそ
の事業の用に供する変電用及び送電用の電気工作物の設置並びにその能力を向上
させるための措置に対する支援を含む。）に係る財源について速やかに検討を加
え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（FIT 法附則第 2 条第 6 項関係）

6 その他

所要の規定を整理すること。